

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農産物マーケティング室	整理番号	1-1
許認可等の種類	地方卸売市場の認定			
根拠法令条例等・条項	卸売市場法第13条第1項、第5項			
許認可等の概要	卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする地方卸売市場の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】卸売市場法第13条 (地方卸売市場の認定) 第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。 (中略)</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。</p> <p>一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。</p> <p>イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。 ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。</p> <p>四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。</p> <p>イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法 ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法</p> <p>五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。 (中略)</p> <p>六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。 ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。 ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。</p> <p>七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。 八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請が稀であるため)			
期間の制定根拠	—			